

# 情報公開規程

公益財団法人つなぐいのち基金

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人つなぐいのち基金（以下「当法人」という。）定款、倫理規程、個人情報管理規程、及び情報システムの運用管理に関する規程の規定に基づき、適切な情報公開の推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な業務運営を推進することを目的とする。

ただし、個人に関する情報公開については、別途定める「個人情報保護に関する基本方針」の規定によるものとする。

## (定義)

### 第2条

1 この規程において「情報」とは、当法人の業務に携わる代表理事並びに役員及び職員、評議委員（以下「役職員」という）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、当法人が所有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。

2 この規程において「公開」とは、情報を閲覧に供し、又は写しを提供することをいう。

3 前2項にかかわらず、個人に関する情報及び当該情報の公開については、別途定める「個人情報保護に関する基本方針」の規定によるものとする。

## (公開)

第3条 当法人は、次に掲げる情報について、その決定又は変更をしたときは、遅滞なく公開するものとする。

(1) 定款

(2) 業務規程

(3) 業務細則

(4) 情報公開規程

(5) 倫理規程

(6) 評議員及び理事並びに監事の名簿

(7) 役員報酬規程

(8) 事業計画書

(9) 公益法人認定法に基づく損益予算書

(10) 事業報告書

(11) 公益法人認定法に基づく下記書類

① 貸借対照表

② 正味財産増減計算書

③財産目録

(12) 三指定法人業務に関する会計にかかる下記書類

- ①貸借対照表
- ②正味財産増減計算書
- ③財産目録
- ④収支計算書

(13) 個人情報の保護に関する基本方針

2 前項に規定する情報以外の情報について、公開の請求があったときは、当該請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報を公開するものとする。

(1) 当法人以外の法人その他の団体（以下この号において「法人等」という）に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

イ 公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの  
ロ 当法人の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(2) 当法人内部又は関係機関その他の者との審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当法人の業務の遂行に関して誤解を生じるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 当法人の業務に関する情報であって、専ら当法人内部の日常的管理運営のためのもの、又は公開することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

3 前項各号に掲げる非公開情報が記録されている情報について、非公開とする事由が消滅したと認められるときは、当該情報を公開するものとする。

(部分公開)

第4条 当法人は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による公開)

第5条 当法人は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると特に認めるときは、公開請求者に対し、当該情報を公開するものとする。

(公開請求の手続)

第6条 情報公開の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を当法人に提出するものとする。

(1) 情報公開の請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公開請求に係る情報を特定するために必要な事項

(公開請求に対する措置)

第7条 当法人は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、情報公開を行うものとする。

2 当法人は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（公開請求に係る情報を所有していないときを含む）は公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第8条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日から30日以内にするものとする。

2 前項の規定に拘らず、当法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において当法人は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

3 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定に拘らず当法人は、公開請求に係る情報のうち、相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をするものとする。この場合において当法人は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、その旨及びその理由並びに残りの情報について公開決定等をする期限を書面により通知するものとする。

(公開の実施)

第9条 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別等を勘案して適当と認められる方法により行う。

(手数料)

第10条 情報公開に係る手数料は、原則として実費とする。

(異議の申出)

第11条

1 公開決定等について異議がある場合には、公開請求者は、当該公開決定等に係る書面を受理した日から60日以内に、当法人に対して異議の申出をすることができる。

2 当法人は前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該申出者に対して書面により速やかに回答するものとする。

(情報公開の総合的推進)

第12条 当法人は、業務に関する情報公開の総合的な推進を図るため、当法人の所有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報提供機能の強化等情報管理体制の整備に努めるとともに、公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、事務局長が発議し、理事会が決議する。

附則

第1条 この規程は平成27年10月15日から施行する。

平成27年10月15日制定